

人材開発支援助成金

労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

制度内容及び支給額

特定訓練コース・一般訓練コース

事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合にかかった経費や賃金の一部を助成。

【特定訓練コース】…労働生産性の向上に資する訓練、若年者に対する訓練など、効果が高い10時間以上の特定の訓練や、OJTとOFF-JTを組み合わせ、認定を受けた訓練が対象（表1①参照）

以下の訓練を実施した事業主または事業主団体等へ助成。

- 1) 労働生産性向上訓練：生産性向上に資する訓練
- 2) 若年人材育成訓練：申請事業主等の事業所の雇用保険被保険者となった日から5年を経過していない35歳未満の若年労働者へ実施する訓練
- 3) 熟練技能育成・承継訓練：熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練または認定職業訓練
- 4) 認定実習併用職業訓練：厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練

【一般訓練コース】…職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上のOFF-JT訓練が対象（表1②参照）

*事前に事業内職業能力開発計画の作成および職業能力開発推進者の選任を行うとともに、対象労働者に対して訓練を実施するための「年間職業能力開発計画」を作成し管轄の労働局に提出することが必要です。

特別育成訓練コース（表1③参照）

正社員経験の少ない有期契約労働者等に対し、正規雇用労働者等に転換または処遇改善することを目指して、行われる訓練を実施した事業主に対して助成。

教育訓練休暇付与コース（表1④参照）

◎教育訓練休暇制度…事業主が、労働者の自発的な職業能力開発を促進するため、教育訓練を受けるための有給の教育訓練休暇制度を新たに導入し、労働者が当該休暇を取得した場合に助成

人への投資促進コース（令和4年度新設）

「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コース

・高度デジタル等人材訓練

(高度デジタル人材訓練(表1⑤参照) / 成長分野等人材訓練(表1⑥参照))
高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練

・情報分野認定実習併用職業訓練(表1⑦参照)

IT分野未経験者の即戦力化のためのOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練

・長期教育訓練休暇等制度(表1⑧参照)

教育訓練を受けるために必要な休暇を労働者に与え、労働者の自発的な職業能力開発を促進する事業主への助成

◎長期教育訓練休暇制度…有給又は無給の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得した場合に助成

◎教育訓練短時間勤務制度…教育訓練を受けるために必要な所定労働時間の短縮および所定労働時間の免除のいずれも就業規則等に導入し、当該措置を行った場合に助成

・自発的職業能力開発訓練(表1⑨参照)

労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成

・定額制訓練(表1⑩参照)

サブスクリプション型の研修サービスによる訓練

■特定訓練・一般訓練・特別育成訓練・人への投資促進コース 助成率・助成額

(表1)

訓練メニュー	対象者	経費助成		賃金助成		OJT 実施助成		
		中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
①特定訓練コース	正規	45%	30%	760円	380円	20万円	11万円	
②一般訓練コース	正規	30%		380円		—	—	
③特別育成訓練コース	非正規	正社員化 70% 非正規雇用維持 60%		760円	475円	10万円	9万円	
④教育訓練休暇付与コース (教育訓練休暇制度)	正規	制度導入経費		—		—		
	非正規	30万円		—		—		
人への投資促進コース	⑤高度デジタル人材訓練	正規	75%	60%	960円	480円	—	
	⑥成長分野等人材訓練	正規	75%		(国内大学院のみ) 960円		—	
	⑦情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規	60%	45%	760円	380円	20万円	11万円
	⑧長期教育訓練休暇等制度	正規	制度導入経費		(長期教育訓練休暇制度のみ) 1日当たり6,000円		—	
	⑨自発的職業能力開発訓練	正規	30%		—		—	
	⑩定額制訓練	非正規	45%	30%	—		—	

建設労働者技能実習コース

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合、経費または賃金の一部を助成。

※中小建設事業主以外の建設事業主が、女性建設労働者に受講させた場合は、支給対象費用の3/5を助成（賃金助成および生産性要件はありません）

***事前に計画届の提出が必要です。**

■助成率・助成額（表2）

助成項目	雇用保険被保険者数	助成率・助成額
経費助成	20人以下の事業主	支給対象費用の3/4
	21人以上の事業主 (35歳未満の対象者)	支給対象費用の7/10
	21人以上の事業主 (35歳以上の対象者)	支給対象費用の9/20
賃金助成	20人以下の事業主	1人1日あたり8,550円(9,405円※) ※通学制で1日3時間以上受講した日
	21人以上の事業主	1人あたり日額7,600円(8,360円※) ※通学制で1日3時間以上受講した日

※対象者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の単価。

障害者能力開発コース（※参考 詳細は沖縄助成金センターへお問い合わせ下さい。）

障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成

【施設設置費】支給対象費用の3/4

【運営費】支給対象費用の3/4（重度障害者等は4/5）

※eラーニング・通信制による訓練は経費助成のみです。

※生産性要件を満たした場合は、助成額が引き上げられ、その差額を追加申請することができます。
(一部訓練を除く)

※一部の訓練を除き、賃金助成、経費助成ともに支給には限度額があります

※主な要件を掲載しています。詳細は、各コースのパンフレットをご確認ください。

◎本助成金には、各コースにより対象となる事業主、対象労働者の要件があります。要件や手続き等については沖縄助成金センターへお問い合わせください。